

奈良県中央卸売市場再整備推進事業（市場エリア整備事業）

■実施方針に関する意見に対する回答

No.	頁	章	1	(1)	ア.	(ア)	項目名	意見内容	回答
1	1							4年前の実施プラン概要では、整備に係る事業費のおおよその内訳（市場棟建設関連費、インフラ整備費、仮設費、解体費）が示されていました。本事業におきましても、県としてどういった事業費配分で検討しているかを理解するためにも、整備事業費の想定内訳の開示を強く希望します。	内訳の比率については4年前と同等程度とお考えいただいで差し支えありません。
2	8	第2章	2.	(11) (12)			入札提案書及びVE提案書の受付、ヒアリング、回答 入札書及び改善された入札提案書の受付	通常PFI事業ではかなりの枚数（100ページ以上）の提案書をかなりの部数（20部を超える）提出が求められ、入札参加者にとっては作業面においても費用面においてもかなりの負担になっています。本事業では「入札提案書及びVE提案書」と「入札書及び改善された入札提案書」の2回提案書の提出が求められています。提出する部数を減らす、電子データでの提出とする、最初に提出する入札提案書は概要版でもよいこととする、もしくは改善された入札提案書は改善部分のみ提出とするなど、ご配慮をお願いいたします。	ご意見を踏まえて検討し、入札説明書を入札公告時に提示します。
3	12	第2章	3.	(2)	イ.	(ウ)	施工業務にあたる者	配置予定技術者等（例えば、統括管理責任者・監理技術者・現場代理人・設計管理技術者等）について、参加資格申請時及び提案書提出時に配置人員を確定したうえで、申請及び提出しなくてもよいようお願いいたします。人員がひっ迫している昨今の建設業界においては参画可否に影響を及ぼす重要な事項となります。	入札参加資格申請時には配置人員を報告する必要はありません。ただし、入札提案書の提出時に統括管理責任者、設計業務責任者、施工業務責任者の3名を報告・確定する必要があります。
4	12	第2章	3.	(2)	イ.	(ウ)	施工業務にあたる者	配置予定技術者等（例えば、統括管理責任者・監理技術者・現場代理人・設計管理技術者等）の配置人員に特別な保有資格要件、経験等を課さないようお願いいたします。人員がひっ迫している昨今の建設業界においては参画可否に影響を及ぼす重要な事項となります。	法令以上の条件を課す予定はありません。詳細は入札公告時の入札説明書で提示します。
5	13	第2章	4.	(1)				落札者決定基準にて公表するとなっております、BtoCとの連携について、どのような提案課題になるかをできる限り早期にお示ししていただきたいと考えます。 求められる内容によっては、関連事業者へのヒアリング、連携等、事前準備に相当の時間を要することも想定しておりますので、ご理解くださいますよう、お願いいたします。	落札者決定基準を入札公告時に提示します。